平成２３年（フ）第２６３号
長野県須坂市大字日滝2205番地の12
債務者　大川　一弥
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７４４号
兵庫県尼崎市杭瀬寺島１丁目９番１号　高岡文化
債務者　田中　旭子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７５７号
兵庫県西宮市森下町９番22―304号
債務者　村田　善子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８５１号
兵庫県芦屋市親王塚町２―13　プレーヌリュンヌ103号、住民票上の住所神戸市垂水区泉が丘２丁目２番９号
債務者　辰己　優一
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６１号
兵庫県尼崎市塚口本町７丁目18番９号　小川ハイツⅢ102、前住所兵庫県尼崎市尾浜町１丁目10番７―301号
債務者　上原　慶子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６５号
愛媛県宇和島市明倫町５丁目２番13号　ベルジュ明倫102号室
債務者　下谷　金美
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第１６０号
佐賀県佐賀市唐人１丁目５番43号
債務者　古賀　理浩
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９５号
佐賀県神埼市神埼町城原1468番地４
債務者　宮﨑　忠行
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
佐賀県神埼市神埼町城原1468番地４
債務者　宮﨑　春代
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１４号
大分市大字竹矢2018番地の３
債務者　佐藤　　博
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３６５号
青森市長島４丁目22番13号　ユニアプラザ長島Ｂ―302
債務者　木浪恵利美
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
青森県弘前市大字大町１丁目18番地４　コーポ小野10号
債務者　佐藤　豊一
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１８８号
青森県青森市浪岡大字大釈迦字沢田113番地276
債務者　盛　　妙子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第３８６号
岩手県岩手郡岩手町大字一方井第４地割135番地34
債務者　宇戸田　智
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４０３号
盛岡市緑が丘１丁目９番20号　コーポ美幸201号、旧住所盛岡市山岸１丁目10番25号ルミネヤマザキ102号
債務者　三上　幸吾
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４１９号
盛岡市仙北２丁目23番11号　池田貸家、旧住所盛岡市津志田西２丁目12番17号
債務者　吉田　勇樹
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４２１号
盛岡市盛岡駅前北通５番25―303号
債務者　高橋　和子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部